

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183 単位) 要支援2 (313 単位)	×70/100	-10/100									
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 67単位)		×70/100	-1/100	-1/100	-3/100							
介護予防特定施設入居者生活介護費 (250単位)												
一 認知症専門ケア加算 (を算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
二 高齢者施設等感染対策向上加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)											
三 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1)1月につき、要支援1の日を算定して、240単位を算定する。 (2)介護予防特定施設入居者生活介護費(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (3)介護予防特定施設入居者生活介護費(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算)											
四 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
指定期間介護 1日につき +20単位	指定期間介護 1日につき +40単位											
指定期間介護 1日につき +100単位	指定期間介護 1日につき +40単位											

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 67単位)	×70/100	-10/100										
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 67単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100								
介護予防特定施設入居者生活介護費 (250単位)												
一 認知症専門ケア加算 (を算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
二 高齢者施設等感染対策向上加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2)高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)											
三 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1)1月につき、要支援1の日を算定して、240単位を算定する。 (2)介護予防特定施設入居者生活介護費(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (3)介護予防特定施設入居者生活介護費(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算)											
四 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											

※ 介護費 要支援1 5022単位
要支援2 1531単位
※ 身体障害者福祉手当等減算については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務経費計画未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常事態に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防福祉用具貸与費	要支援1 要支援2	×1/100	-1/100									

※ 「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度管理の対象外となる算定項目
※ 要支援1又は要支援2の者については、要する福祉用具、特殊履歩、特殊視覚付具、採寸防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排尿処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)
※ 高齢者虐待防止措置未定減算については、令和9年4月1日から適用する。
※ 業務経費計画未定減算については令和7年4月1日から適用する。